

令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率

財政悪化が進む地方公共団体の早期健全化や財政の再生などを目的とする「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成19年6月に公布されました。

この法律により地方公共団体は毎年度4つの健全化判断比率と公営企業における資金不足比率を算定し、議会に報告するとともに市民に公表することが義務付けられました。

登別市の令和3年度決算における健全化判断比率と資金不足比率は、次のとおりで、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、いずれも実質的な赤字額が生じておらず、実質公債費比率は11.4%、将来負担比率は55.7%で、いずれも早期健全化基準を下回っています。また、資金不足比率については、適用となる全ての会計において資金不足額は生じておりません。

● 健全化判断比率

(単位：%)

	登別市	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	13.02	20.00
連結実質赤字比率	—	18.02	30.00
実質公債費比率	11.4	25.0	35.0
将来負担比率	55.7	350.0	

①実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質的な赤字額がないため『—』と表示しています。

②早期健全化基準とは、健全化判断比率のうちいずれかが基準以上となった場合、議会の議決を経て、早期健全化計画を定めることが必要となる数値です。

③財政再生基準とは、健全化判断比率のうち将来負担比率を除く3つの比率のうちいずれかが基準以上となった場合、議会の議決を経て、財政再生計画を策定し、国の監督下で財政再建の取り組みが必要となる数値です。

(1) 実質赤字比率

一般会計等における実質赤字の標準財政規模(※)に対する比率であり、登別市においては、一般会計と学校給食事業特別会計を合わせた赤字の割合を示すものです。

令和3年度においては実質的な赤字額が生じておらず、6.93%の黒字となりました。

(2) 連結実質赤字比率

全ての会計における実質赤字の標準財政規模(※)に対する比率であり、一般会計等のほか、水道事業会計や下水道事業会計、国民健康保険特別会計など全ての会計の赤字額を連結させて算出します。これにより自治体の抱える赤字の割合がより実態に合った形で表されます。

令和3年度においては、全ての会計において実質的な赤字額が生じておらず、20.29%の黒字となりました。

(3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する公債費等の標準財政規模(※)に対する比率であり、一般会計等の地方債元利償還金だけでなく、下水道などの公営企業債の返済に充てたと認められる繰出金や債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるものなども債務として算出します。この比率が18%以上となると起債は知事の許可が必要となります。

令和3年度における登別市の実質公債費比率は、11.4%となりました。

(4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模(※)に対する比率であり、市債残高や退職手当引当金、一部事務組合など関連団体に対する将来的な負担額の割合を示すものです。

令和3年度における登別市の将来負担比率は、55.7%となりました。

(※)標準財政規模とは、地方自治体の一般財源の標準的規模を示す指標で、標準的な状態で収入が見込まれる経常的な一般財源の大きさを示すものです。

● 資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0
簡易水道事業会計	0.2	20.0
カルルス温泉スキー場事業特別会計	—	20.0

①資金不足額がないため『—』と表示しています。

②経営健全化基準とは、当該公営企業について資金不足比率が基準以上となった場合、議会の議決を経て、経営健全化計画を定めることが必要となる数値です。

公営企業会計ごとに算定する比率であり、公営企業における事業の規模に対する資金の不足額の割合を示すものです。

令和3年度においては、水道事業会計、下水道事業会計、カルルス温泉スキー場事業特別会計において資金不足額が生じなかったため、比率は「なし」となりましたが、簡易水道事業会計では資金不足額が生じ、比率は0.2%となりました。